

(別紙様式2)

平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名： 広島県
農業委員会名： 安芸高田市

I 農業委員会の状況(平成29年3月31日現在)

1 農業の概要

単位:ha

	田	畑	畑			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	3,830	431	-	-	-	4,360
経営耕地面積	2,858	210	172	26	12	3,068
遊休農地面積	60	19	19	-	-	76
農地台帳面積	4,257	791	753	26	12	5,048

- ※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
- ※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入
- ※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

	農家数(戸)
総農家数	3,319
自給的農家数	1,030
販売農家数	2,289
主業農家数	182
準主業農家数	137
副業的農家数	1,790

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	2,893
女性	1,465
40代以下	182

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	115
基本構想水準到達者	6
認定新規就農者	5
農業参入法人	0
集落営農経営	52
特定農業団体	2
集落営農組織	50

※農業委員会調べ

2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 年 月 日

	選挙委員		選任委員				合計
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦	
農業委員数							
認定農業者	—						
女性	—						
40代以下	—						

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 3 1 年 8 月 3 1 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	12	12
認定農業者	—	7
認定農業者に準ずる者	—	4
女性	—	0
40代以下	—	0
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	35	35	6

※現在の体制を記載することとし、年度途中で切り替わった場合はいずれも記載

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (平成29年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	4,360ha	1,229ha	28.18%
課 題	農業従事者の減少・高齢化等による荒廃農地の増加等が、農地の確保・有効利用を図る上での課題となっている。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、活動計画に記載した担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 平成29年度の目標及び実績

集積目標 ①	集積実績 ②	(うち、新規実績)	達成状況(②/①×100)
1,304ha	1,338ha	55ha	102.60%

※1 集積目標は、活動計画に記載した集積面積を記入

※2 集積実績は、年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※3 新規実績は、集積実績のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転がされた農地)をどの程度増加させたかを記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	農地利用状況調査の結果や個人からの相談案件について、農地中間管理機構を活用し、地域の認定農業者や農業生産法人等に情報提供を行い、利用権設定件数を増やすことにより集積率を上げる。
活動実績	4月、7月に農業委員及び農地利用最適化推進委員へ中間管理事業など農地集積について制度の研修を行った。

※ 活動実績は、目標の達成のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	本年度は目標を達成できたが、次年度以降も平成34年度集積率38.5%以上を目標に推進していく。
活動に対する評価	農地利用状況調査の結果や相談案件について、農地中間管理機構や農地利用最適化推進委員と連携しながら、集積率をあげていく。

Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	26年度新規参入者数	27年度新規参入者数	28年度新規参入者数
	5経営体	8経営体	5経営体
	26年度新規参入者が取得した農地面積	27年度新規参入者が取得した農地面積	28年度新規参入者が取得した農地面積
	4ha	65ha	18ha
課題	農かの高齢化や後継者不足により地域の農業を担う者が減少しており、地域の状況に合わせた担い手の育成・確保を図っていく必要がある。		

※1 新規参入者数は、活動計画に記載した過去3年の農地の権利移動を伴う新たな新規参入者数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない。

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 平成29年度の目標及び実績

参入目標①	参入実績②	達成状況(②/①×100)
5経営体	6経営体	120%
参入目標面積③	参入実績面積④	達成状況(④/③×100)
2.5ha	55ha	2200%

※1 参入目標及び参入目標面積は、活動計画に記載した参入者数及び農地面積を記入

※2 参入実績は、1年間に新たに参入した新規参入者数を記入

※3 参入実績面積は、上記で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	市長部局担当課と連携し、後継者や新規就農者への啓発や相談に応じる。
活動実績	随時、農地の取得や賃貸の相談を市長部局担当課と連携をとり実施した。

※ 活動実績は、目標の達成のために、何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	目標を上回る土地利用型農業者の新規参入があり、設定目標を達成できた。
活動に対する評価	今後も農地の取得や賃貸について、市長部局担当課と連携をとり相談や啓発を行う。

IV 遊休農地に関する措置に関する評価

1 現状及び課題

現 状 (平成29年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	4,406ha	79ha	1.79%
課 題	遊休農地の一筆毎の面積は1,000㎡以下が大半を占めており、それらは圃場条件が悪く、農地として利用することが難しい。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、活動計画に記載した農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 平成29年度の目標及び実績

解消目標①	解消実績②	達成状況(②/①×100)
10.8ha	0ha	0%

※1 解消目標は、活動計画に記載した解消面積を記入

※2 解消実績は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	措置の内容	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期	
	農地の利用状況調査		35人	6月～8月	9月～11月
調査方法		1.管内全域を調査範囲とし、主に圃場整備区域を重点的に目視による巡回調査を実施。 2.調査区域を35地区に区切り、担当農業委員を定めて調査を実施。 3.調査結果に基づき、所有者に対し、書面での意向確認や担当委員による解消指導を実施。			
農地の利用意向調査		調査実施時期:11月～2月			
その他の活動					
活動実績	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期	
		35人	6月～8月	9月～10月	
	農地の利用意向調査	調査実施時期	12月～1月	調査結果取りまとめ時期 2月～3月	
		第32条第1項第1号	第32条第1項第2号	第33条	
		調査数: 筆	394	調査数: 筆	491
	調査面積: 32ha	調査面積: 33ha	調査面積: 0ha		
その他の活動					

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	2号遊休農地の判断を明確にすることにより、新たな遊休農地が増加した。
活動に対する評価	農地利用状況調査の判断の正確性をより高めていく。

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (平成29年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	4,360ha	0ha
課 題	農地利用状況調査において、許可後の転用と無断転用の判断が困難なため、既に転用許可した筆を公図等に記し、整理する必要がある。	

※ 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、活動計画に記載した管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 平成29年度実績

実 績①	増減(B-①)
0ha	0ha

※ 実績は、年度末時点の違反転用面積を記入

3 活動計画・実績及び評価

活動計画	農地利用状況調査において無断転用の可能性のある農地の調査を実施する。
活動実績	農地利用状況調査により違反転用の可能性がある土地を見つけることができたが、転用許可地や許可不要案件であるかを精査する必要がある。
活動に対する評価	本市へ入札による指名願いを提出した建設業者及び墓石取扱業者に対し依頼文を発出することができなかったこともあり、引き続き無断転用防止の活動について検討が必要。

※ 活動実績は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

1 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 74件、うち許可 74件及び不許可 0件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	農業委員より申請者等から申請に至った経緯, 目的を聞取り, 複数の農業委員及び事務局職員で現地確認を行い, 調査報告書を作成している。			
	是正措置	-			
総会等での審議	実施状況	事務局からの概要説明			
	是正措置	-			
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	10件		
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数	0件		
	是正措置	-			
審議結果等の公表	実施状況	議事録の閲覧申請により対応している。			
	是正措置	-			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 30日	処理期間(平均)	30日
	是正措置	-			

2 農地転用に関する事務 (意見を付して知事への送付)

(1年間の処理件数: 161件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	農業委員より申請者等から申請に至った経緯, 目的を聞取り, 複数の農業委員及び事務局職員において現地確認を行い, 調査報告書を作成している。			
	是正措置	-			
総会等での審議	実施状況	事務局からの概要説明及び担当地区農業委員の口頭による調査報告に基づき審議を行っている。			
	是正措置	-			
審議結果等の公表	実施状況	議事録の閲覧申請により対応している。			
	是正措置	-			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から60日	処理期間(平均)	60日
	是正措置	-			

3 農地所有適格法人からの報告への対応

点検項目	実施状況		
農地所有適格法人からの報告について	管内の農地所有適格法人数		23 法人
	うち報告書提出農地所有適格法人数		17 法人
	うち報告書の督促を行った農地所有適格法人数		〇〇 法人
	うち督促後に報告書を提出した農地所有適格法人数		〇〇 法人
	うち報告書を提出しなかった農地所有適格法人		〇〇 法人
	提出しなかった理由		
	対応方針		
農地所有適格法人の状況について	農地所有適格法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農地所有適格法人数		〇〇 法人
	対応状況		

4 情報の提供等

点検項目	具体的な内容	
貸借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象貸借借件数 1,967件 公表時期 平成30年3月 情報の提供方法:農業委員会だより及び市ホームページに掲載
	是正措置	—
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数 1,841件 取りまとめ時期 平成30年3月 情報の提供方法:各種調査資料として提供
	是正措置	—
農地台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積 5,048ha
		データ更新:利用状況調査結果,相続等の届出,農地法の許可,農地利用集積計画に基づく利用権設定等を毎月更新している。 公表:全国農地ナビを活用
	是正措置	—

※その他の事務

上記ⅡからⅥに掲げる事務以外の事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記様式に準じて取りまとめること。

Ⅶ 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容

農地利用最適化等に関する事務	(要望・意見) (対処内容)
農地法等によりその権限に属された事務	(要望・意見) (対処内容)

※ II～VIの事務について、活動を通じて地域の農業者等から寄せられた主な意見及び対処方針について記載

Ⅷ 事務の実施状況の公表等

1 総会等の議事録の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

--

2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出

意見の提出件数 件

提出先及び提出した意見の概要	
----------------	--

3 活動計画の点検・評価の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

--